

質問回答書(認知症対応型共同生活介護)

質問事項	質問内容	
増設について	<p>今回の公募は新規事業所としてのみですか。 既存事業所の場合、増設として1ユニットのみの応募は可能ですか。</p>	<p>募集は新規事業所(2ユニット)を対象としています。したがって、増床1ユニットの応募はできません。</p>
同敷地での応募について	<p>グループホーム1事業所(2ユニット)を運営している同敷地内において、今回のグループホームの公募に新規事業所(2ユニット)の応募は可能ですか。 可能な場合、建物の1階・2階部分で事業所が分けられていれば良いのかどうか。</p>	<p>同敷地内で新規事業所を応募することは可能ですが、現在のグループホームとは全く別の事業所として、人員・設備・運営などの基準を満たし、新たなグループホームとしての指定を受ける場合は可能です。 ただし、既存のグループホーム建物が補助金の交付を受けている場合、既存の建物などの変更は、補助金返還などの可能性もあります。新たなグループホーム建物についても、既存のグループホームとの関係で補助金が採択されない可能性もあります。</p>